

【アメリカ】 テロリズム対策と国境の安全保障強化

イスラム過激派グループの台頭は、アメリカでも喫緊の対応を要する安全保障上の脅威となっており、特に、いわゆる「イスラム国」(ISIS)等における外国人戦闘員の増大は、出入国管理手続の厳格化という課題を提起している。1986年以降、アメリカは、テロ情報の共有やアメリカ国民への同等措置の適用などを条件として、相手国国民のビザ無し渡航を認める「ビザ免除プログラム」を運用してきた。現在、同プログラムに参加している国は日本を含む38か国にのぼる。同プログラムは、アメリカの観光業や貿易にとどまらず、外交や安全保障を支援する役割も果たしてきたと評価されているが、2015年2月24日、国土安全保障省に対し、同プログラムの厳格化による出入国手続の改善等、ISISによる国土安全保障に対する脅威への対処措置の実施及び評価報告の議会提出を求める「対テロリズム国境安全保障強化法」案(S.542)が提出された。同法案は、上院司法委員会に付託され、現在審議中である。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/BILLS-114s542is/pdf/BILLS-114s542is.pdf>

【アメリカ】 キューバとの国交正常化交渉開始

オバマ大統領がキューバ政策の見直しを発表したこと(2014年12月)を受けて、2015年1月、アメリカとキューバは、国交正常化交渉を開始した。アメリカは、1962年以降、禁輸措置など一連の経済制裁を続けてきたが、それらの措置は、「1962年外国援助法」や「1992年キューバ民主化法」などの連邦法や「キューバ資産管理規則」といった連邦規則を根拠としていた。今後、国交正常化によりキューバとの経済関係が拡大すれば、制裁措置の解除が必要となる。2015年1月12日、制裁措置の根拠となってきた各種法令の廃止や一部改正を規定した「2015年アメリカ・キューバ国交正常化法」案(H.R.274)が提出された。同法案は、下院エネルギー及び商業委員会に付託され、現在審議中であるが、キューバとの国交正常化については、共和党の次期大統領候補とされるマルコ・ルビオ上院議員が、ケリー國務長官に対し、キューバの民主化進展を前提とするよう求めて書簡を提出するなど、議会では慎重論も少なくないと見られる。

(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://fas.org/sgp/crs/row/R43888.pdf>

【アメリカ】 キーストーン XL パイプライン建設法への大統領拒否権発動

アメリカ政府は、カナダ(アルバータ州)とテキサス州を結ぶ「キーストーン XL パイプライン建設計画」を現時点では認めていない。2014年1月、國務省は同計画に関する環境影響評価報告を発表した。この報告は、計画の承認自体にかかる判断はしていないが、建設による環境への深刻な影響は認められないとしており、連邦議会はこれを根拠として、主に雇用創出等を目的に、政府の承認を待たず同計画を承認する法案(S.1, 2015)を2015年2月11日に可決した。これに対しオバマ大統領は、同計画は環境破壊の危険があり、さらに慎重な政府による評価が必要であるにもかかわらず、連邦議会は行政の判断を迂回するため越権的に同法を制定したとし、同年2月24日に拒否権を発動した。上院議員提出法案である同法は、まず上院に戻されたが、再可決に必要な3分の2以上の多数票を得られず、同年3月4日、廃案となった。オバマ大統領の拒否権行使は3度目で、いずれの法律も連邦議会による再可決に至らず、廃案となっている。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

・ <https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/02/24/veto-message-senate-s-1-keystone-xl-pipeline-approval-act>

【EU】 税の透明性向上に関する政策パッケージ

2015年3月18日、欧州委員会は、企業の租税回避及び税制上の優遇措置に関する加盟国間の過度の競争を抑制するために、税の透明性向上に係る政策文書（COM (2015)136final）とEU理事会指令案（COM (2015)135final）等から成る政策パッケージを発表した。指令案は、税の分野での自動的情報交換に関するEU理事会指令(Directive2011/16/EU)を改正するもので、加盟国の税務当局が、個別企業に対して、税額算定や優遇措置の適用等に関する裁定（tax ruling）を行った場合、当該裁定に係る情報を、他の全ての加盟国に対して3か月ごとに送付することを義務付けるものである。この裁定は、企業が利益を優遇措置のある国に移転させ税負担を最小限に抑える行動を助長し、国境を越えて他国の課税ベースに影響を及ぼす可能性があるものだが、加盟国間での情報共有はこれまで皆無に等しかった。欧州委員会は2016年初頭からの改正指令の施行を目指している。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-4610_en.htm

【EU】 貿易及び投資障壁報告書

2015年3月17日、欧州委員会は「貿易及び投資障壁報告書 2015年版」(COM(2015)127final)を公表した。この報告書は毎年刊行され、今回は5回目である。2015年版では、日本や中国、ロシア、アメリカ等、EUの戦略的経済パートナーとされる各国について、国際貿易及びEU企業の投資機会を阻害している諸障壁を具体的に特定している。日本に関しては、2013年4月のEUとの自由貿易協定(FTA)交渉開始以降、非関税障壁に係る議論を継続しており、有機食品・酒類卸売業免許等の項目について、交渉開始に先立つ準備段階で合意した事項を既に遵守していると認めている。さらに、2014年版で指摘していた医薬品・食品添加物・牛肉・医療機器等の項目では目覚ましい進展があったとの評価を与えた。一方で、完全な交渉妥結のために取り組むべき未解決の課題として、特に衛生・植物検疫の項目を挙げている。

（海外立法情報課・田村 祐子）

・ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/march/tradoc_153259.pdf

【イギリス】上院（除名及び停職）法

イギリスの上院は、非公選制でほとんどの議員が終身職であり、議員資格である終身貴族位の付与は、推薦資格を有する政党党首、特に首相による大口政治献金提供者への「論功行賞」的側面が強い。こうした上院の性格には批判が絶えず、2014年度議会会期に入ってから、上院議員の身分保障における特権を是正する法律が相次いで成立した。1つが2014年上院改革法（260-2号 p.25参照）であり、①議員職辞任の仕組みと②拘禁刑1年以上の宣告と会期を通じた欠席に基づく除名が定められた。そして2015年3月26日に制定された2015年上院（除名及び停職）法によって、上院が定めた議事規則に基づいて、議員を②以外の理由で除名し、又は任意の期間にわたって停職させる決議を行えることとなった。元々上院には、「除名処分」に匹敵する懲戒の権限が存在せず、また議員を停職させることは可能であるが停職期間が現行議会の期間を超えることはできなかった。今回の法改正により上院の懲戒制度が大きく強化されることとなる。

（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/14/contents/enacted>

【イギリス】 皇太子の大臣に対する手紙開示を巡る最高裁判決

2015年3月26日連合王国最高裁判所は、チャールズ皇太子が2004年から2005年にかけて複数の政府省庁大臣に送ったとされる手紙の開示を是とする判決を、5対2の評決で下した。皇太子は自分の関心事について見解を表明した手紙を頻繁に大臣に送ることで知られており、これが特権の濫用かつ違憲であるとの批判もある。2005年ガーディアン紙記者が2000年情報自由法等の規定に基づいて上記の手紙の開示を求めて訴えを起し、2012年には第二層審判所（高等法院と同格の行政審判所）がこれを認める判決を下した。しかしこれに法務総裁が、開示が「皇太子が政治的中立を逸脱したと誤解され、将来の君主としての役割を損なう」等の理由を挙げて差止めを行い、法廷闘争が継続していた。最高裁判決は、差止め自体が法的に無効であるとし、かつ、法務総裁の主張を「法の枠内で行われる批判は、たとえ高位の者がそれを不当に感じても全人の権利であり、民主主義の真髄である」との第二層審判所の判断を挙げて退けている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ https://www.supremecourt.uk/decided-cases/docs/UKSC_2014_0137_Judgment.pdf

【イギリス】 2015年軍隊（苦情及び財政援助）法—軍事オンブズマンの設置—

イギリス軍は、いじめ、差別、ハラスメントについて深刻な問題を抱えているといわれ、2014年の調査では人員の10%が過去1年間でいじめ等を経験し、その内9%が正式な苦情申立てを行った。こうした問題に対応して、2006年軍隊法に基づき「軍苦情コミッショナー（以下「SCC」）」が設置され、軍内部の苦情処理制度を独立した立場から監視して議会及び大臣に報告すると共に、苦情を直接受けてこれを指揮系統に回付しその処理を監視することとなった。しかし2011年には同僚によるレイプを告発した女性兵士が集団的いじめを受け自殺したとされる事件が起きたことで制度改革の議論が進み、2015年3月26日に2015年軍隊（苦情及び財政援助）法が成立し、SCCに代えて「軍苦情オンブズマン」が設置されることとなった。オンブズマンは、苦情を退けた裁決を再審査し、苦情への対応だけでなく内容を調査し、問題があった場合は是正措置を国防委員会に勧告する等の強い権限を持ち、より迅速な苦情処理を可能としている。（海外立法情報課・岡久 慶）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/19/contents/enacted>

【フランス】 コミューン（市町村）の統合促進のための法改正

フランスでは、州からコミューン（市町村）のレベルまで、統合等による地方自治体数削減が長年の課題となっている。前サルコジ政権下における2010年の地方自治制度改革の一環として、極端に細分化されているコミューンの新たな統合形態である「新コミューン」制度が規定されたが、2014年までに誕生した新コミューンは20に満たず効果が上がっていない。そこで、統合に伴う制度上、予算上の懸念を緩和するため、このたび「新コミューンの強化・活性化のための制度改善に関する2015年3月16日の法律第2015-292号」が制定された。統合後の最初の議会選挙までは統合した旧コミューンの議員全員が資格を保持できること、地域整備計画において旧コミューンの事情を一層勘案すること、2015～2016年に設置される人口1万人以下の新コミューンには経過措置として3年間の交付金優遇措置を保障することなどが定められた。

（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <http://legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/3/16/RDFX1423975L/jo/texte>

【フランス】 運転免許試験における負傷者応急措置技能習得の義務化

今日のフランスにおける交通事故死亡者は年に 3,000 人台であり、1970 年代以降年々減少を続けている。それでも、事故現場において迅速で適切な応急措置が施されていればさらに 300 人前後の命が救われたと見積もられている。運転者がこうした応急措置の知識や技能を持つことは従来求められており、フランスにおいてもすでに大型車両やタクシーの運転免許の場合は試験等で義務付けられているが、さらに広く着実に推進を図る立法措置として、「運転免許取得試験に応急措置技能習得を導入するための 2015 年 3 月 17 日の法律第 2015-294 号」が制定された。当初の法案には、学科試験、技術試験に加え第 3 の試験として実施するという厳格な提案が含まれていたが、上下両院における審議の末、法案の趣旨は活かしつつも法のレベルで実施形態までは定めない修正案が可決され、評価認定の方法は今後行政レベルで具体化することとなった。

(海外立法情報調査室・豊田 透)

・ <http://legifrance.gouv.fr/eli/loi/2015/3/17/INTX1412046L/jo/texte>

【ドイツ】 連邦データ保護監察官の独立性を強化

連邦データ保護監察官（以下「監察官」）は、連邦の機関が個人データの取扱いにおいて法律を遵守しているか否かを監視する機関である。連邦データ保護法の規定によれば、監察官は連邦内務省に設置され、その職務監督に服し、連邦政府の法的監督を受ける。実際には、これらの職務監督及び法的監督は行われず、監察官は独立して任務を遂行している。しかし、2010 年及び 2012 年に、監察官は直接間接のあらゆる外的影響を受けてはならないとする欧州司法裁判所の判決（C-518/07, C-614/10）が下され、連邦データ保護法が 2015 年に改正された（BGBl. I S.162, 2016 年 1 月 1 日施行）。改正により、監察官の組織は連邦内務省と切り離され、完全に独立した機関（所在地はボン）となり、連邦議会及び裁判所の統制を受けるのみとなる。他に、監察官については、職務に関連して物品を受領した場合の連邦議会議長への報告義務、連邦政府が固有の責任を有する事柄に関して証人として発言する際の連邦政府との協議義務等が定められた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/2848.

【ドイツ】 児童ポルノ等の取締りを強化するための刑法典の改正

2015 年 1 月、児童ポルノ等の取締りを強化するために刑法典が改正された（BGBl. I S.10）。従来、児童（14 歳未満）ポルノ（第 184b 条）又は青少年（14 歳以上 18 歳未満）ポルノ（第 184c 条）は、児童又は青少年の性行為を描写した画像のみとされていたが、この定義が拡大され、全部又は一部が非着衣で不自然に性を強調した姿勢の児童又は青少年を描写した画像が追加された。児童ポルノについては、さらに、児童の非着衣の性器又は臀部を描写した画像で性欲を刺激するものも定義として追加され、児童ポルノの所持又は所持の企図に係る自由刑の期間の上限が 2 年から 3 年に引き上げられた。また、児童ポルノ及び青少年ポルノの動画中継の主催及び閲覧が禁止された（第 184e 条）。その他、第三者から対価を得るために 18 歳未満の者の裸の画像を製造、提供及び入手することの禁止、第三者に対し、被写人物の名誉を著しく傷つける画像へのアクセスを可能とすることの禁止（第 201a 条）等、改正法は広範な内容を含む。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/2601, 3202(neu).

【ドイツ】 家賃の上昇を抑制するための民法典等の改正

ドイツの大都市では、住宅建設地の不足により家賃の上昇が著しい。家主が別の借家人に住宅を貸す際に家賃を20～40%引き上げることもあり、平均的な給与所得者の家探しは、大都市において非常に困難となっている。このような背景から、2015年3月、民法典等の改正が議会で議決され、家賃の上昇が著しく、住宅需給が逼迫した特定地域においては、既存物件を別の借家人に貸す際の家賃の引上げを、当該地域の基準家賃の10%を超える額までに制限しなければならないとされた。州は、2020年末までに、5年を上限として特定地域を指定する(第556d条)。前の借家人の家賃が基準家賃の10%を超えていた場合には、当該額までの家賃の契約が許される(第556e条)。2014年10月1日以降に最初に賃貸される物件及び大規模な改修後の物件は、この規定の適用を受けない(第556f条)。また、不動産業者に仲介を委託した者が仲介手数料を支払う旨が定められ(不動産仲介規制法第2条)、通常、家主が仲介手数料を支払うこととされた。(海外立法情報課・渡辺 富久子)
・BT-Drucksache 18/3121.

【オーストリア】 2015年イスラム法

オーストリアは1878年にボスニア・ヘルツェゴヴィナの統治権を獲得し、1908年に同地方を併合した結果、領土内にイスラム教徒を抱えることとなった。他の宗教団体と同様、イスラム宗教団体を法的に承認するため、1912年にイスラム教徒の宗教団体を承認する法律(イスラム法)が制定された。イスラム教徒は、承認を受けることにより、宗教団体の自治を行う権利を得ると同時に、国家の法律に従う義務を負うこととなった。同法を現代に合ったものとするために、2012年から改正が検討され、2015年に新イスラム法が制定された(BGBl. I Nr.39/2015)。新法は、イスラム宗教団体について、法人格を得るための条件として永続的基盤と経済的自立性の具備を挙げ、軍、刑務所、病院等の公共施設において礼拝を行う権利及び教義に沿った食事を供される権利、経典のドイツ語訳を提出する義務、外国からの資金調達禁止などを定めた。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

・http://www.parlament.gv.at/PAKT/PR/JAHR_2015/PK0152/

【ロシア】 法人登録の厳格化

2015年3月30日連邦法第67号「法人及び個人企業家が国家登録を行う際の申告の信頼性向上に関するロシア連邦の個別の法令の改正について」が成立した。同法によって1993年2月11日連邦法第4426-1「公証人役場について」が改正され、法人登録を行う際、公証人役場がパスポート等の公的文書によって申請者やその代理人の本人確認を行うことが義務付けられた。パスポートは入国管理当局の定める仕様に合致した自動機器による認証を行わなければならない。また、公証人役場は以上の確認作業の過程をビデオ撮影し、保存する権利を有する。申請者の提出した本人確認文書に公証人役場が疑義を呈した場合には、当該の文書を発行した連邦政府機関は10日以内に関連の情報を提供しなければならない。さらに「ロシア連邦行政違反行為法典」第173.1条が改正され、本人と偽って他人が申請を行った場合や公的文書を偽造して申請を行った場合の罰金、懲役又は禁固刑について規定された。

(海外立法情報課・小泉 悠)

・<http://kremlin.ru/acts/bank/39555>

【ロシア】 南オセチア軍人年金法

2015年3月、ロシア議会はジョージア（グルジア）からの分離独立地域である「南オセチア共和国」との軍人年金支払い協定を批准し、2015年3月30日連邦法第59号「軍人及びその家族に対する年金保障に関するロシア連邦及び南オセチア共和国の協定の批准について」が制定された。2008年の「グルジア戦争」後、ロシア政府は、ジョージアの分離独立地域である南オセチア及びアブハジアを独立国家として承認し、ロシア軍を駐屯させて支援してきた。さらに2014年には南オセチアとの間で合同軍の創設や国境管理の廃止等を含む関係強化条約を締結している。今回の軍人年金支払協定は2014年11月に合意されたもので、軍人が除隊する際の年金支給決定については当該軍人が除隊した場所の政府が担当し、年金額の計算及び支給業務については普段の居住地の政府が担当するなど定めている。今回の協定批准は、ロシアと南オセチアの軍事的な協力関係のさらなる強化の兆候として注目される。

（海外立法情報課・小泉 悠）

・ <http://base.consultant.ru/cons/cgi/online.cgi?req=doc;base=INT;n=57014>

【韓国】 クラウドコンピューティング法の制定

クラウドコンピューティング（以下「クラウド」）とは、「共有化されたコンピュータリソースについて、利用者の要求に応じて適宜・適切に配分し、ネットワークを通じて提供することを可能とする情報処理形態」をいう（経済産業省）。利用者がIT資源を蓄積する必要がなく、生産性や業務効率の向上、経費節減等が見込まれている。2015年3月27日、「クラウドコンピューティングの発展及び利用者保護に関する法律」が公布（同年9月28日施行）され、①利用促進、産業振興等に係る基本計画の策定、②研究開発事業の推進・支援、③税制優遇、④中小企業支援、⑤国、地方公共団体及び公共機関に対するクラウド導入努力義務、⑥品質、性能及び情報保護の基準の告示及び勧告、⑦情報漏洩等の際の通報義務、⑧事前同意のない第三者への利用者情報の提供禁止、⑨クラウド提供者との契約又はクラウド事業の終了時の利用者情報の返還・破棄義務等に関する事項が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_N1Q5X0P2D2T3Q1B6G2Z3F4B2E4I6T9

【韓国】 輸入食品安全管理特別法の制定

輸入食品の安全管理の強化のため、2015年2月3日、輸入食品安全管理特別法が制定された（2016年2月4日施行）。同法制定により、これまで食品衛生法、健康機能食品に関する法律、畜産物衛生管理法等に分散していた輸入食品の安全管理に係る事項が統合され、①輸入前、②通関、③流通の3段階別に整備・強化される。各段階において新しい制度が導入され、①において輸入食品製造業者（155か国3万4千余り）の登録制、現地調査の強化、海外食品衛生評価機関の指定、畜産物の輸入品に対する衛生評価、海外作業場（と畜、集乳、加工等を行う場所）の登録制等が、②において輸入業者等の等級別管理及び輸入食品の等級別検査等が、③において食品医薬品安全処長（次官級）による流通管理計画（毎年）の策定及び実施、管理対象業者の拡大（輸入販売業に加え登録代行業、インターネット購買代行業及び保管業を追加）等が規定された。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_O1L3G0K6Z1V0G1W7C0E7S5Z1C4N5Z9

【韓国】 患者安全法の制定

2010年5月、白血病の治療を受けていた9歳の子どもが、抗がん剤の誤投与により死亡する事故が発生した。この事故を契機として、医療事故から患者を守るための新法を制定する運動が患者団体を中心に展開され、2014年1月、議員立法により2つの関連法案が発議された。関連法案は国会審議の過程で「患者安全法案」として一本化され、同年12月29日に本会議可決、翌2015年1月28日に公布された（2016年7月29日施行）。同法の制定により、①患者安全総合計画の策定（5年ごと）及び実施、②国家患者安全委員会の設置、③患者安全基準の策定及び患者安全指数の開発・普及、④一定規模以上の医療機関に対する患者安全委員会の設置及び専門人材配置の義務化、⑤医療事故の自主通報、自主通報に対する行政処分の軽減・免除及び自主通報者の保護、⑥医療事故通報・学習システムの構築等が定められた。自主通報を理由に不利益を与える措置を講じた者は2年以下の懲役又は2千万ウォン（約219万円）以下の罰金に処される。（海外立法情報課・藤原 夏人）
・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_J1C4X1Q1E2G4H1N0O4P0T4D9M4F9F8

【韓国】 米韓 FTA に伴う薬事法の改正—医薬品許可特許連携制度の導入—

米韓 FTA（2012年3月15日発効）により、韓国にも医薬品許可特許連携制度が導入された。同制度は、①当局にジェネリック医薬品の製造販売品目許可を申請した者（以下「申請者」）が、オリジナル医薬品の特許権者等に当該申請事実を通知し、②通知を受けた特許権者等が特許侵害を理由に販売禁止申請を行ったときは、当局が一定期間、販売禁止措置を講ずる制度である。①は2011年12月の薬事法改正により米韓 FTA 発効と同時に導入されていたが、②は米韓 FTA 発効3年後（2015年3月15日）から導入されることになっており、そのための薬事法改正が同月13日に行われた。今回の改正により特許権者等の適正な販売禁止申請（原則、通知医薬品1点当たり1回のみ）があった場合、当局が当該ジェネリック医薬品の販売を9か月間禁止しなければならないこと、逆に特許無効審判等において勝訴した申請者に対しては、9か月間の優先販売権を付与できること等が規定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）
・ http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill_id=PRC_S1T5Q0D2H2G5M1G5X2I5F3Y4H1B4G5

【中国】 政府調達法実施条例の制定

中国における政府調達の規模は、経済成長に伴い、2002年の1009億元から2013年には1兆6381億元にまで拡大した。中国の政府調達法（2003年1月1日施行、全88か条）は、政府調達の当事者、方法、手続、契約、苦情申立て、監督・検査等について規定し、公開、公平、公正及び信義誠実の原則の遵守義務を明記している。しかし、近年、政府調達をめぐっては、調達価格の高騰、品質の悪さ、効率の低さなどの問題点が指摘されるほか、汚職や腐敗の温床になることもしばしばである。2015年1月30日に公布され、同年3月1日に施行された政府調達法実施条例（全79か条）は、政府調達に対する管理を強化し健全な制度を整備するためのより具体的な規定を定めている。調達情報公開の徹底、調達規模に対する政府によるマクロコントロールの強化、入札・契約手続に関する専門家による審査システムの整備などの内容が含まれるほか、法的責任が問われる34の具体的な行為も列挙されている。（1元は約19.5円）（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）
・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfgz/xzfg/201502/20150200398284.shtml>

【中国】 預金保険条例の制定

2015年2月17日、預金保険条例（全23か条）が公布され、同年5月1日から施行された。金融機関が破綻した場合に預金者を保護し信用秩序を維持することを目的とする預金保険制度は、現在、世界の110以上の国・地域で導入されている。中国では1993年から導入に向けた検討が始まり、20年余を経てようやく法制化が実現した。中国国内で設立された外資系を含む商業銀行、農村合作銀行等の金融機関は、預金保険への加入が義務付けられる。各金融機関は経営管理やリスクの状況に応じた保険料を納付し、預金保険基金管理機構がそれを管理する。人民元及び外貨による預金の元本とその利息が保護の対象となる。金融機関が破綻した場合の払戻し限度額は50万元（約970万円）であり、中国人民銀行（中央銀行）の試算によると、99.63%の預金者について預金が全額保護されることになる。なお、払戻し限度額は、経済情勢、預金構造の変化、金融リスク等の状況により、国务院の承認を経て変更可能とされている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201504/20150400398816.shtml>

【台湾】 海岸管理法の制定

台湾は周囲を海に囲まれ、海岸線の総延長は約1,566キロメートルに達する。近年、台湾では海岸地域の開発が進み、自然破壊が加速している。2015年1月20日に立法院で可決され、同年2月4日に公布・施行された海岸管理法は、自然の海岸の保全、海岸地域の災害と環境破壊の防止、海岸資源の保護及び再生、海岸の総合的な管理の推進等により、海岸地域の持続的な発展を促進することを立法目的としている。同法は、総則、海岸地域計画、海岸地域の利用管理、罰則、附則の全5章46か条から成り、海岸地域の統合管理メカニズムの整備、海岸地域全体管理計画・海岸保護計画・海岸防護計画の策定、自然保護と災害防止の一体的な計画管理、海岸地域開発の審査・許可メカニズムの構築、住民参加の推進等の内容が含まれる。海岸地域の範囲は、法施行後6か月以内に画定し、公告される。また、1級海岸保護区及び2級海岸保護区の指定、海岸管理基金の設置等についても定めている。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://lis.ly.gov.tw/lghtml/lawstat/version2/01216/01216104012000.htm>

【オーストラリア】 政党離脱議員の議員資格

連邦議会上院（76議席）の民主労働党唯一の議員が党籍離脱し、パーマー連合党所属議員3人のうち2人も「政策の違い」で相次いで離脱、それぞれ無所属として議員活動を継続している。上院の選挙制度が政党を選択する比例代表に近い制度（グループ投票チケット制を採用した単記移譲式投票制）であることもあって、両党は、有権者は政党に投票したのであるから政党を離脱した以上は辞任すべきだと主張し、裁判も辞さない構えである。この種の問題に対して憲法を含め法律的な決め手がなく、党籍離脱は他党に移った例も含め1901年以降上院で41例あるという。国内では議員と有権者との委任関係や議員の政治的信条に関する原理的な法律上の議論があるが、むしろ政権党が過半数に及ばない上院において法案の成否のカギを握ることが多い少数勢力が今後どうなるかという政治的な関心が高い。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

・ http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_Departments/Parliamentary_Library/FlagPost/2015/March/Who_owns_the_seat